

番号	質問	回答
1	電子契約システムのやり取りは契約書のみか。着手届や資格証明書等も提出可能か。	契約書のみです。その他書類の提出は従来通りです。
2	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、電子契約を希望する場合のみ提出すればよいのか。	電子契約の希望の有無にかかわらず、応れされる場合はご提出をお願いします。
3	電子契約同意書兼メールアドレス確認書の日付は、いつ時点を記載すればよいのか。	電子入札システムで確認書を提出する日（応れ日）をご記入ください。
4	電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、他の入札書類と併せて電子入札システムで提出すればよいのか。	お見込みのとおりです。
5	業務委託費内訳書の提出が必要のない業務委託の案件については、電子契約同意書兼メールアドレス確認書のみを提出すればよいのか。	お見込みのとおりです。
6	電子契約同意書兼メールアドレス確認書と他の入札書類は1ファイルとしてよいのか。	別ファイルとし、エクセル形式のままご提出ください。
7	電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念した場合、入札は無効となるか。	入札は無効となりません。
8	<u>落札者</u> となった案件で、応れ時に電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念しているが、どのように対応すればよいのか。	契約担当課の指示に従ってください。
9	<u>不落札者</u> であった案件で、応れ時に電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出を失念しているが、どのように対応すればよいのか。	特段の対応は不要です。
10	建設リサイクル対象工事の場合、リサイクル協議書はどのように提出したらよいのか。	紙、電子いずれでも可能です。提出方法は契約担当課にご確認ください。
11	建設リサイクル対象工事の電子データの提出先は、工事担当課でしょうか。	契約担当課にご確認ください。
12	契約保証はどのように提出するのか。システムにアップロードすることは可能か。	電子契約システムを利用した提出はできませんので従来通りです。
13	契約保証書作成に契約書案が必要だが、いつ時点でもらえるか。	契約担当課にご確認ください。
14	変更契約の場合は遡って契約が必要になる場合があるが、どのように実施すればよいのか。	電子契約では遡っての変更契約はできません。契約担当課と調整し、紙契約をご検討ください。
15	変更契約時にも電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出が必要か。	当初契約時に提出した確認書の内容に変更がなければ、再度、提出いただく必要はありませんが、変更がない旨契約担当課にお伝えください。変更がある場合は、契約担当課に送付先を確認の上、確認書を電子データでご提出ください。
16	<u>当初契約を紙契約した案件</u> について、変更契約は電子契約とすることは可能か。	できません。
17	<u>当初契約を電子契約した案件</u> について、変更契約は紙契約とすることは可能か。	可能です。変更契約時に契約担当課にその旨申し出てください。